

明るい選挙広報紙

しろばら



令和3年8月 第115号

令和3年度に
予定されている
選挙だよ!



選挙のめいすいくん



めいすいくんの弟の
ただしくん

今年は衆議院議員
総選挙もある
んだね!!

投票に行こうよ♪

選挙の種類	選挙期日 ()は任期満了日	前回投票率
大和村長選挙	令和3年8月22日	無投票
衆議院議員総選挙	(令和3年10月21日)	70.02%
伊仙町長選挙	令和3年10月17日	91.65%
龍郷町長選挙	(令和3年11月9日)	89.41%
奄美市長選挙	(令和3年11月30日)	48.06%
知名町長選挙	(令和3年12月20日)	88.92%
伊仙町議会議員選挙	令和4年1月23日	89.38%

※ 衆議院議員総選挙の前回投票率は、奄美群島内の合計です。(県内投票率は56.09%)

※ 選挙期日欄において、選挙期日未定の選挙は()で任期満了日を掲載しています。

投票日当日に投票に行けない場合は…？



「期日前投票制度」があります。

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の理由で当日投票できない方は、投票日前日までに、選挙人名簿登録地の市町村の期日前投票所で投票することができます。投票方法は、基本的に当日投票と同じですが、受付時に宣誓書の記入が必要となります。

「不在者投票制度」もあります。

投票日に出張、旅行等で選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

投票方法は、事前に選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会に請求して、投票用紙等の交付を受け、滞在先の不在者投票記載場所で投票します。

また、病院や老人ホーム等（県選挙管理委員会が指定した施設に限る。）に入院、入所している方は、その施設内で不在者投票をすることができますので、施設長などに申し出てください。

絶対に守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を

贈らない

有権者は政治家に寄附を

求めない

政治家から有権者への寄附は

受け取らない

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

違反すると罰せられます。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

絶対に守ろう！！



選挙は、私たちの暮らしや社会づくりに参加できる大事な機会です。

「贈らない」、「求めない」、「受け取らない」ことはもちろんですが、「**棄権しない**」ことも大切です。

自分の1票を有効に生かすため、期日前投票を活用するなどして、必ず投票に行きましょう！